

藤沢市社会教育委員会議  
令和5年度12月定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)12月18日(月)  
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

# 令和5年度藤沢市社会教育委員会議12月定例会

日時： 2023年（令和5年）12月18日（月）  
午前9時30分から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

（1）生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理について

（2）社会教育関係事務のあり方について

4 報告

5 その他

6 閉会

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・伊藤秀樹・小笠原貢・越智明美・窪島義浩・川野佐一郎  
後藤智子・西村雅代・平野まり・三宅裕子・矢尾板丈明

(事務局)

横田参事・浅上主幹・田高主幹・守屋課長補佐・鈴木職員

\*\*\*\*\* 午前9時30分 開会 \*\*\*\*\*

稲川議長                    それでは定刻になりましたので社会教育委員会議12月定例会を開催したいと思います。本日も定例会の円滑な進行につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から欠席委員の確認と会議の成立について報告をよろしくお願いいたします。

事務局                    藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して、本日の出席委員12名であることから、会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。欠席委員は、田口委員、西尾委員、福家委員でございます。

稲川議長                    本日傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局                    いらっしゃいません。

稲川議長                    それでは事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局                    (資料の確認)

稲川議長                    議事に入る前に、11月定例会の議事録の確認をしたいと思います。修正等ありましたでしょうか。

事務局                   今回、議事録について修正のご依頼をお1人からいただいております。修正した形でお配りしております。

稲川議長               その他、ご修正のある方がいらっしゃいましたらこの場でご発言をお願いいたします。特になさいますので、これで確定とさせていただきたいと思っております。

早速議題に入ってまいりたいと思っております。議題の(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてです。進捗管理につきましては、生涯学習ふじさわプラン2026の理念と目標の観点から、また本プランの5年を見据えた上でのスタート年という観点から、皆様から評価結果意見書をご提出いただきました。皆様からいただいた意見は事務局で取りまとめを行って、皆様に送らせていただいております。お目を通していただいたのではないかと思っております。

どなたかの意見とどなたかの意見が同じというようなところがほとんどなくて、それぞれのご意見を出していただいたというのが率直な私たちの感想です。

この案をもとに、皆様にご確認いただいて、最終報告書を確定してまいりたいと思っております。

この確認については、それぞれ各目標ごとに、この場で確認していただき、ご意見を出していただきたいと思いますと思っております。

基本目標1につきましてご意見のある方、またご質問のある方、どうぞ挙手をよろしくお願いいたします。

基本目標1に関しましてご意見、ご質問等ないようですので、これを最終報告書の確定としていきたいと思っております。

基本目標2につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手していただいて、ご発言いただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問等ないようですので、これを最終報告書の確定としていきたいと思っております。

基本目標3につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手していただいて、ご発言いただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問等ないようですので、これを最終報告書の確定としていきたいと思えます。

基本目標4につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手していただき、ご発言いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問等ないようですので、これを最終報告書の確定としていきたいと思えます。

事業全体について。これに関しましては、全体に対する評価として皆様のご意見を書かせていただきました。ご意見、ご質問がありましたら挙手していただき、ご発言いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

川野委員

20ページのカを書きました。「生涯学習ふじさわプラン2026」の令和4年度事業についての、いわばスタートアップ期の評価としては適切であったと思えます。ただ事業説明をヒアリングした結果では「自己評価＝3」というのが多かった。これは評価方法にありがちな「中位志向＝5段階評価の3に集中する傾向」にあると思われる。例えば、11月20日開催の社会教育委員会議会でヒアリングした、事業No. 8「図書館における学習支援」などは、4段階・5段階評価でも「自己評価＝4」でもよろしいと思えます。「事業計画及び成果目標」を全ての実績においてクリアされている。これが令和5年度以降も「事業計画及び成果目標」がまったく同じなので、たぶん今後も評価にそう違いは生じないと思われる。

このため、目標設定と事業評価の関係についてもっと議論しなければいけないと思えますが、自己評価ですから、実績に基づいた評価をしていただければいいのではないかと思えます。

稲川議長

他にご意見ご感想等ありますでしょうか。

川野委員がおっしゃるように、どうしても3に集中してしまうところがあるかと思えますけれども、来年度、またプランの評価をしていく際には、自己評価をもう少し適切にしてほしいと感じるということかと思えます。

他にいかがでしょうか。よろしければ、この事業全体に関する評価につきましても、これで確定とさせていただきたいと思えます。

それで、生涯学習ふじさわプラン2026令和4年度事業社会教育委員会  
議評価結果報告書ですけれども、目次がありまして、すぐにそれぞれの評  
価に入っていますが、前文という形で、どのような評価を、私たちがどうい  
う視点を持ってこれを行ったのか、また、評価、指摘、課題は、皆さんの意見  
を全て網羅して書かせていただいたという説明を前文とさせていただくこと  
を検討しております。それを踏まえて皆様に1月までに、確定版をお送りで  
きればと思っておりますが、何かこれに関して、ご意見ありましたら、どうぞお  
っしゃっていただきたいと思っております。

矢尾板委員

前文に関しまして、これを読んだ市民の方々、担当部課など、このプラン  
を受け止める側が、この審議会の審議がどういプロセスでなされたのか、  
例えばモデル事業や、それ以外の事業を現地視察した委員もいると承知し  
ております。それからここで各課のヒアリングをしたという事実もあります。文  
面で審査して意見を述べられたという委員の方々も多数いらっしゃると思  
います。そのことをぜひ書いていただきたいと思っております。前文は重要な  
部分ですので、最終決定する1週間程度前にたたき台をお示しいただい  
て、こういったことを盛り込んでほしいという意見も出るかもしれませんので、  
そういうプロセスで進めていただければと思っております。

稲川議長

他にご意見ございますでしょうか。では、矢尾板委員からご意見もありま  
したように、1月定例会の前に前文の案を皆様にお示しさせていただきます  
ので、それをご覧いただき、またご意見をいただいて、1月の会議では確定  
したいと思います。

議題(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理については、各基本  
目標と事業全体は、これで確定とします。前文は議長、副議長で書かせて  
いただいて、事前に皆様にお示しして、また1月に検討し、確定できればと  
思っておりますので、よろしく願いいたします。では、(2)社会教育関係  
事務のあり方についてに入ります。

資料2、社会関係事務のあり方についての諮問をもう一度添付させてい  
ただいております。前回の会議まで、生涯学習部各課が何をやっているの  
か、事務を移管したときに、どのようなことになっていくのかという説明を踏ま

えながら、この諮問を改めて見ていただいて、これから意見を取りまとめていきたいと思っています。

社会関係事務のあり方につきましては、6月定例会の生涯学習総務課を初めとして各課のヒアリングを行って、皆様から頂いたご意見を「意見の取りまとめ」について記載しています。本会議の今後の予定としては、本日の12月を含めて1月、3月、4月の定例会で答申の内容を固めて、5月には答申を決定していく必要があります。

今後の時間も限られますので、今月からは答申内容のまとめに入りたいと思いますので、改めて諮問の内容を確認させていただきたいと思っています。

諮問理由としては、2023年の2月10日に開催された総合教育会議において、市長から社会教育関係事務のあり方について市長部局の条例移管を前提とした提案があったということです。社会教育のあり方については、平成30年12月21日の中央教育審議会の答申においても、「今後の地域における社会教育の在り方」、「今後の社会教育施設の在り方」が示され、本市としましても、多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応した「社会教育」を基盤とした具体的な方策を進めていく必要がある。このような現状と課題を踏まえ、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広くご検討をお願いしますという内容となっています。

諮問内容は「条例移管を前提とした社会教育の今後の事務のあり方について」ということですので、それを前提として皆様により深く広くお考えいただき、移管した際の課題や課題の解消に向けて求められることについてご意見をいただきたいと考えています。

これまでに、教育委員会に残すべきか、補助執行のままでどうして駄目なのか等、様々なご意見をいただきました。これまでいただいた不安とか必要性についてのご意見は、今後の議論の中で担保措置として反映していくのはもちろんですが、教育委員会への答申の中に付帯意見として反映させていくことも考えられると思います。

資料3の「社会教育委員会における議論のまとめ」については、答申案のたたき台になるように、ジャンルごとにまとめた見出しの部分を記載さ

せていただきました。「課題解消に向けて求められるもの」については、いただいたご意見から、「教育委員会の関与について」「施設のあり方と利用にあたっての担保措置」を挙げています。本日いただいた意見も加えて、議長、副議長で答申案を作成し、皆さんにお示ししながら進めていきたいと思ひます。

ここまでの内容についてよろしければ、このように進めさせていただきたいと思ひます。

まず移管にあたっての課題として、改めて、移管された際の課題についてご意見をいただひていきたいと思ひます。初めに事務局から、今まで出た意見についてご説明をいただひたいと思ひます。

事務局

資料3はこれまでの議論をまとめて、ジャンルごとに見出しをピックアップしたものです。資料4については、それぞれのジャンルごとの意見となります。

まず1の議論の進め方については、6月から8月にかけて、議論の進め方についていただいたご意見が主になっています。2番以降が具体的な内容となり、2番の「移管にあたっての課題」は、各課のヒアリング時のご意見を入れさせていただひています。他にも様々なお話をいただひていますが、意見としていただいたものを議事録からピックアップをして、まとめています。

「公民館に関する事務について」は、公民館が移管されることによって、郷土づくり推進会議という地域の意見をまとめる会議の活動に影響が出ないか、というご意見でしたが、公民館の事務と地域担当の事務が一体化して連携するので、進めやすくなるという回答となっています。また、資料の中で社会教育と生涯学習が混在しているので、整理が必要だというご意見もあり、今後の資料の中ではきちんと使い分けをさせていただひたいとお答えしています。

4番では、必要な人数の配置や予算を調整すれば、現状で問題ないのであるというご意見でしたが、そもそも公民館の事務は、元々直営でやっていたものを市民運営に委託して、直営に戻した経過もあり、現状は会計年度任用職員を主体として運営しているので、それが難しい状況です



という説明です。さらに、公民館と市民センターが同じ施設の中にあることで、わかりにくい部分を解消したいという説明です。公民館には単独館と市民センター併設館、分館もあるが、単独館は現状で支障ないのご意見もありましたが、併設館と単独館とで、同様の業務を行っている施設の所管が違くと非常にわかりにくいので、同様に考えていきたいと説明しています。

次に、スポーツ、文化については、具体的に出ていたのは、指定管理者に丸ごと委託するところが多くなっているが、行政の関わりは大丈夫なのかというご意見でしたが、移管した後も制度の進め方については変わらないという説明をしています。

郷土歴史課については、保存と活用が並列のような表現をしたところにご意見をいただきましたが、保存を前提として活用をすると説明しています。

図書館については、会議室の使用の拡大等もできるという説明に対し、図書館の本来の目的ではないのご意見をいただきました。図書館としては会議室を使用して、グループで活動していただくことも重要と考えており、そのような可能性が広がる必要があるとお答えしています。

また、必要だからではなく、局長通知で示されたから移管するという説明になっているが、前提条件が違うというご意見がありました。こちらについては、そもそも移管を前提という諮問をいただいていますので、必要性の判断をされている前提でご意見をいただきたいという説明をしています。

次に3「課題解消に向けて求めるもの」ですが、一つ目として、教育委員会の関与について、効率的ではないかもしれないが教育委員会が所管するということも意味があるのというご意見をいただきました。こちらについては、教育委員会が適切に関与できる担保措置について、皆様からご意見をいただいて、それを反映する形にしていきたいというのが、ご説明です。

また、政治的な中立その他の安全性は確実に担保されるようになってほしいというご意見です。こちらについては、地教行法、社教法の中で担

保措置がありますので、その中で適切に行っていくことができると考えています。

次に、現行の文化財保護法や社会教育法、図書館法に定める担保で十分なのか、もう一度見える化して整理していただきたいというお話でした。担保措置については、さらにご意見をいただきたいと考えており、必要であればまたご説明をさせていただきたいと思っています。

他の自治体での事務移管のデメリットについてですが、来月までにお答えをするべく、他の自治体に確認していますが、課題があるとの回答はないのが実情です。自分の市で問題があることを外に向けて言うのは難しいと思いますので、可能であれば県の社教連に出席していただいている委員から、他市の社会教育委員さんに聞いていただくと、より客観的な意見を聞けるのではないかと思いますので、ご協力いただけたらありがたいと考えています。

次のページは施設のあり方と利用にあたっての担保措置ということで、学校の優先利用ができなくなるのではというご意見でしたが、こちらは引き続き変わりなく利用することができると考えています。

最後に全般についてのご意見です。市民に対して行政がどう変わっていくのか説明がないと意見が言えないというご意見や、メリットデメリットの具体例を示してほしいというご意見をいただいています。こちらの説明が十分ではなかったかもしれませんが、メリットとしては、迅速に事務を進めていくことができるということと他の部局と連携をして事務を進めていくことができるという2点に、基本的には尽きると考えています。一方で、教育委員会の社会教育施設だという理由で進められなかった部分が、一歩進められるのではないかとということもメリットの一つと考えております。

いずれにしても、皆様にもう少し意見をいただきながら答申の中に反映をしていくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

稲川議長

それでは課題について皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

窪島委員 説明に、一步進められるというお言葉がありました。事務局としては具体的にどのようなことを一步進められるとお考えなのか、先に聞かせていただいてからでもよろしいですか。

事務局 具体的に申し上げますと、会議室の例があります。使用にあたっては、社会教育法で組織的な活動と規定されていることから、本市の条例でも定義をしており、5人以上のグループで登録していただいている方でないと、公民館や図書館の施設を使用することができないとしています。勉強等をされる個人の学生さんや社会人の方もいらっしゃいますが、個人の方の利用はお断りをしているという状況があり、個人の方の利用もできるようにしていきたいと考えています。さらに、政治や宗教、営利の利用についても、最近では柔軟に解釈をするようにという通知が国からも出ていますが、公民館については基本的には利用できないという方向で考えています。その辺につきましても、より柔軟にいろいろな方が施設を利用していただけるように変えていけるのではないかと考えています。

三宅委員 前回の会議での、公民館運営審議会での社会教育関係事務の移管についての意見の概要を参考資料として提供していただけないかという発言に対しまして、次回他の審議会意見と合わせて提供されると伺っておりますが、移管に伴う影響も大きいと思われまますので、私の方から発言をさせていただきたいと思っております。

公民館運営審議会での意見ですが、公民館の名称について、全国的に周知され長い歴史があり、住民にも親しまれ、地域に根ざしている中で、なぜ変えなければならないのか。変える必要があるのか。他県や他の市町村ではどうなのか、などのご意見がありました。また組織については、公民館とセンターを一緒にしたら、どういうメリットがあり別々にやるとどういう弊害があるのか。地元企業やNPO法人などとの柔軟な連携とあるが、既にこれらと連携した事業などがかなり展開されている。また、社会教育法の適用を受けないとあるが、受けているとどのような弊害があるのか、受けないとどういうメリットがあるかなどのご意見がありました。

貸室につきましては、サークル団体の優先的確保を図りつつ、個人や地元企業の利用を可能とする方向としていますが、貸室の数も限られ、サークル団体への対応も十分と言えない状況もある中で、優先的な確保をどのように担保していくのか。一方、部屋が取れないこともあるが、その現状の中で空いているところを使っていただくことも必要。しかし、営利の方に進まぬよう注意が必要だし、例えば宗教団体に所属する人が使いたいという場合の対応は、どこまで踏み込めるのか。

いずれにしても、個人や地元企業などが利用可能となるとしっかりとしたルール作りが必要になり、住民に納得していただく方法で進めることが大切というご意見がありました。

そして、執行体制につきましては、公民館業務と地域業務等の一体的な取り組みについて、社会教育事業を行う職員に過度の負担がかからないか。公民館が担う役割と市全体で取り組むべき課題が混在している印象があり、整理が必要。あれもこれも公民館や市民センターの職員も含めてやっていくとなると、幅広過ぎてしまう心配があるというご意見が出ました。

また、社会教育法の適用から外れるが、社会教育法の理念に基づく運営を担保し、政治的な中立性、住民の意向の反映、専門性の確保、社会教育と学校教育の連携を担保することも必要になってくる。これらを踏まえて基本方針を作成して、それに外れない形で運営できれば良いと思うなどのご意見がありました。

この他にもいろいろご意見がありましたけれども、後日改めて事務局から提供されるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

稲川議長

公民館運営審議会の意見の概要を三宅委員から説明していただきました。公民館は一番影響を受けるので、様々な意見が議論されていることがよくわかるご説明でしたし、皆様が心配されている内容であることが理解できるご意見でした。他の審議会も意見聴取していただいていると思いますので、後日事務局から報告をいただければと思います。ご心配やこうい

う課題があるのではということがありましたら、ご発言いただきたいのですが。

越智委員

一市民として公民館を利用することは滅多にないのですが、お願いしたいことがあったときに、どの方に聞けばいいのかがわからないので、結局図書室の方に聞くことも多いです。資料を見させていただくと、期間を限定された職員さんがやってらっしゃるということだったのかと思ったのですが、せっかく市民が行っても印象が悪い。ここに来て聞いてもわからないのではないかと不安が出てしまうので、人材の部分についても、どのように配置するかしっかり考えていかないといけないのではないかと感じました。

平野委員

私たちは、指定管理者である、みらい創造財団の方と普段接して利用しています。今後、市長部局に変わってもそれほど変わらないことは承知していますが、指定管理者募集とありますけれども、今後これが変わっていくという意味ですか。

事務局

指定管理者はそこと決まっていますので、基本的には、公平にどなたでも応募できるように事業者の募集をして、ご提案を受けて、プロポーザル等により総合的な評価で決まるということになります。

特定の事業者でしかできないものも存在しますので、その場合は事業者を特定してやっていただくこともあります。スポーツ施設の管理について、今後も同事業者で継続するかは、現時点でははっきりしていません。

後藤委員

教育の中立性がどうなっていくのか具体的に見えず、方向性がわからない状態で、何の意見を言えばいいのかという感じがあります。公民館と市民センターは、学校から見たらそんなに違いはないかと思えます。学校運営協議会を令和8年度までに全校に設置という方向で進んでいますが、委員の中に市民センターの方も入っていただくというのは、大体どの学校も行っていることかと思えます。教育総務課の方を通してのやり取りが市

長部局に行くところのようになるのか見えないので、大体こんなふうになるという具体的なものが見えて、初めて意見が言えると思っています。

稲川議長 学校運営協議会も、公民館長が出られるところと市民センター長が出られるところがあり、過渡期でやっていらっしゃる印象を受けたことがあります。

事務局 コミュニティスクールについては、本来であれば、社会教育の分野になるので、公民館の職員が密接に関わって取り組む内容だと思いますが、公民館に正規職員がいない現状では、教育委員会から公民館ではなく市民センターに相談されていて、市民自治部の職員が各地区で担っているのが現状で、課題があるのも事実です。

窪島委員 学校運営協議会に出席するのは、公民館長なのですか。市民センター長でいけないのですか。そもそもその会議の出席者は、誰が決めるのかということも含めて、今の事務局の説明はかなり引っかけますが、いかがでしょうか。

事務局 どちらに出ても問題ないと思いますが、教育委員会が声をかける対象が、市民自治部の職員になっているということかと思います。

川野委員 この社会教育委員会議会で議長だったときに、問題にしたのはコミュニティスクールです。文科省の政策を受けて、地方自治体がやる事業としては、珍しく全国に普及していった事業だと思いますが、学校・地域の連携というのがその当時の議論でした。学校と地域が子どもたちの環境や地域の状況を議論できる場として学校運営協議会が設定されたということで、教育長の岩本さんが社会教育委員のときにも言われていたもので、藤沢でもモデル的に始めたという経過があり、非常に思いが強いのだと思います。学校と地域の繋がりの中でやることを、藤沢市教育委員会として決めたのですから、その方向に向かうように事務局も補佐すべきだと考えています。社会教育委員の考え方をまとめて3年前に出した提言

の中でも、学校と地域の連携を藤沢市の教育版として議論しなければいけないということが出されました。ですから事務局も、学校側の思いと我々の思いをもう少しリンクさせて、大事にしてもらえば、不満的な意見はないのではないかと思います。

稲川議長

コミュニティスクールについては、藤沢市は全学校に設置していくということで、ご苦労されていると思います。特に藤沢市は学校が多いので、地域の担い手については、公民館長がいくつもの学校を兼任しなければいけない等、様々な課題もあると思います。市長部局に移った前提で考えたときに、公民館ではない形で進んでいく場合どうなっていくのか、コミュニティスクールのことも考慮しながら、課題として皆様のご意見をいただきたいと思います。

西村委員

平野委員の指定管理の質問については、事務移管があったから変わるものではなく、教育委員会が所管していたとしても、同じようなことが起こることだと思います。行政の方はわかっているので、ああいう説明になると思いますが、一般の市民の方にとって、事務移管されたから変わるというものではなく、教育委員会にあったとしても、同じように何年かに1回の指定業者選定準備をするので、いわゆる一般入札と同だという説明をしていただけるとわかりやすいと思いました。窪島委員の地域連携のコミュニティスクールの話にしても、公民館からとか市民センターからというわけではなく、地域の関係者を入れていきなさいということで、市民センター長とか、公民館長という指定はないはずです。

具体的なところをそのように考えていくと、事務移管について実際に何が変わるのかという話は難しいと思います。事務移管の中でデメリットはなく、事務については今までと同じように進む。むしろ、精査されて、わかりやすくなるはずだという回答をいただいたと思うので、それはそうだなと思いました。

栃木の大会に出席して自分が学んできたのは社会教育のあり方で、諮問の中にもありますが、施設については事務移管の中で対応できることはいっぱいあると思いますが、社会教育のあり方という中身のところにつ

いては、事務移管した中でどうやって担保されていくのか、さらに深く疑問に思っ、て栃木大会から帰ってまいりました。社会教育という教育の中身はやはり教育委員会の中でしかないと思うので、それがどう担保されるのか、具体的にどうなるのかという部分を心配しています。

瀬戸内副議長

西村委員がおっしゃったことは、教育委員会の関与というところが非常に大きなポイントになってくると思いました。また、三宅委員がおっしゃっていただいたところが、具体的に関与されている方の新しいご意見だと思、い非常に参考になりました。越智委員の聞きたいときに誰に聞けばいいのかわからないということは、まさにうちの家族もそんなことをしておりま、して、実際に利用者としての立場でご意見を申し上げることぐらいしかでき、ないのですが。

職員の方の負担は懸念される部分ですが、人気のある事業や評価の、高い事業が、移管したことでなくなってしまうことは利用者として懸念があ、るところなので、事業の実施に当たって何か担保措置が必要なのではないかと思、いました。

また、職員の方はご多忙になるというのは、目に見えているところかと思、いますが、忙しい中でいかにスキルアップができるのかという仕組みづくり、を考慮していただくのが市民の希望かと思、いました。

稲川議長

西村委員がおっしゃったように、実際の教育、社会教育の中の教育の、部分として、本当にそれが担保されていくのかということが一番不安にな、ってくる。ただの貸館になってしまうのではないのか、教育の中身を今ま、で通りにできるのか等、懸念されることを、こうすれば、担保できるのでは、ないか等の意見をこの場で出してまとめていきたいと思、いますので、遠慮、なくご発言いただきたいと思、います。

矢尾板委員

おっしゃる通り担保措置が大きな焦点になると思、っています。それで、質問させていただきたいのですが、議論の進め方として前回の会議でも、申し上げましたが、私もプランの進捗管理の中で現場の実情を拝見して、いく中で、市長部局への移管自体は妥当なのだろうという感触を持って



います。しかし、今日のこれまでの議論だと、移管が前提ということが強調されていて、決まっているものだと聞こえているのですが、私たちは、移管すること自体の正当性、必要性、妥当性を議論してきたのだと思います。その中で、藤沢市に移管するにふさわしい実情があるのか、これまで説明を聞いてまいりました。まず私たちとしては、その実情についてしっかり認定、確認をした上で、移管が正当であり必要であり、合理的だという上で、どういう課題や担保措置が必要なのかと議論が進んでいくのだらうと思っています。そこはしっかり教育の中立性との関係は大丈夫なのだということのコンセンサスをとることが必要なのだと思っています。

そのことを申し上げた上で担保措置についての質問ですが、現状補助執行という形で、事実上はもう移管しているような事務が流れていると見えますが、条例ではっきりさせるということだと思います。そうすると、現状の補助執行で、教育委員会はどのような関与をしているのかご説明いただきたいと思っております。現状こういう関与をしていて、同じような関与を条例移管した際にも行っていくことができますと、さらに今度は形式的にも完全に移管することになりますので、もう少し手厚い関与が必要ではないか、と議論が進んでいくのだと思います。そこでまず現状の関与について確認したいと思っておりますのでご説明をお願いしたいと思います。

#### 事務局

現状の関与については、社会教育法と地教行法で、例えば教育に関する予算について教育委員会の意見を聞かなければならない等現状でも規定があります。また、教育委員会の事務ですので、例えば議会の議決を諮る案件や予算に係る案件については、必ず事前に教育委員会の定例会で協議、承認していただいた上で、進めさせていただいています。また、決裁の権限は事務によって違いますが、最終決裁者として教育長の決裁が必要な案件については、教育長の決裁をいただいて進めています。

ただし、日頃のルーティンな案件については、課長や部長までの決裁になります。最終的には教育長印で執行する業務であっても、決裁が部長までというものもございます。これが移管になった場合は、法律で意

見を聞かなければならない、協議しなければならぬと規定されているものは引き続き教育委員会の意見を聞くこととなりますが、最終決裁者が教育長から市長に変わりますので、やはり教育委員会に協議する内容というのは、今までよりも当然少なくなってくると想定しています。

矢尾板委員

社教法や地教行法で、法的には担保措置があるということだと思います。ただ問題は、それが藤沢市において、現実にはどのくらいの深さになっているのか。先生方からいろいろ懸念が示されているように、教育の中立性の観点から、実際に補助執行に対して関与が行われているのかどうか。今のご説明では、予算決定の際に、決裁のプロセスの中で、関与という形で形式的に業務を行っているように聞こえます。これから完全に条例移管になった場合、関与が少なくなることもあるというお話でしたが、私たちが議論しなければならないのは、現行の法制のこれまで通りの関与が担保措置として通用するのか、それとも少なくなる部分を補う何かを考えなければいけないのか、そこがポイントだと思います。教育の中立性等いろいろ指摘されている観点について、実際に藤沢市教育委員会はどの程度何をどういう議論をしてやっているのかご説明いただく必要があると思います。それを踏まえて、より一層強力な関与を求めるような答申をするのか。現状の枠組みの中でも担保措置として十分だという結論もあるかもしれません。そこを見極めるための議論もする必要があるのと思っております。

現状の教育への関与についての実情はまた報告していただきたいと思いますが、説明を受けての私の感触なのですが、条例移管した場合に、今の教育委員会の関与で果たして十分なのかということになると心許ないという印象を受けました。それで委員の皆様方にご意見を伺いたいのですが、社会教育委員会として、教育委員会がどのような関与を行ったのか定期的に報告していただく枠組みを作ったらどうでしょうか。教育委員会としても、この場に報告しなければいけないので、日々の関与についてしっかりとプロセスを踏んで運営していくことが期待できるのではないかなと思っているところです。

担保措置というのも法的枠組みがあり、それに加えて何かをということ  
は非常に難しい面がありますが、教育委員会の関与というのは非常に大  
事なので、その関与の結果について定期的に社会教育委員会議に報  
告するような枠組みを作ることになれば、私たちとしてもしっかり担  
保措置を一つ考えたということになるのではないかなと思っております。  
この点については委員各位のご意見を伺いたいと思いますので、よろし  
くお願いいたします。

西村委員

教育委員会というのは、何を指しての教育委員会なのでしょうか。教  
育委員会事務局がということですか。

川野委員

狭い意味での教育委員会と、広い意味での教育委員会という意味が  
あります。広い意味での教育委員会というのは、事務局職員まで含めて  
全部教育委員会という呼び方です。狭義の教育委員会というのは、5人  
の教育委員が集まって実施するもので、教育長もその1人の教育委員の  
立場です。ですから、広義と狭義と分けないと混乱します。

矢尾板委員

確かに教育委員会は大きな事務局を抱えていると思いますが、市長  
部局への移管にあたって、教育の中立性の観点から関与する場合は、  
その最高意思決定機関である5人の委員から成る教育委員会だと思い  
ます。そこが事務局の補佐を受けて、何らかの報告をするという担保措  
置はどうでしょうかというのが私の意見です。

稲川議長

やはりそこが一番懸念される場所だと思います。今回の答申に関し  
ては、条例移管を前提ということは諮問としてきていますが、その前にい  
ろいろな意見を出していたと思います。補助執行のままではどうして駄  
目なのか等の意見も踏まえて、これはやってほしいと担保措置として踏  
み込まなければいけないのではないかという意見をこの場で出し、答申  
の中に書いていきたいと思っています。

例えば条例移管して、事務は市長部局がやりますが、教育委員会の  
事務局が必ずここには出席します等、移管した場合も様々なことが考え

られると思います。例えば公民館の場合、今までの公民館の良いところを残しながらも、こういう形にできるのではないかとか、そういう意見を出せるのは私たちだけです、それを具体的に述べられるように答申を作っていきたいと思います。

川野委員

今までの議論を踏まえながら考えましたが、メリット・デメリット論というのは、あまり意味をなしません。僕も市町村合併のときに担当部局長で、市民の方から合併することのデメリットは何かと聞かれましたが、ほとんど答えられませんでした。やはりデメリット論は事務局に聞いても駄目です。事務局はメリット論として語りますが、それはイコールデメリットです。例えば、意思決定が早くなるというメリットは、逆に言うと、市長まで上げると、教育長が判断するメリットよりもデメリットで、市長まで行く間に非常にいろんな機関を通過していけば声が届くのは時間がかかります。ですから時間が素早くなるということは全然メリットデメリット論じゃないのです。

先週の15日金曜日に、地方制度のあり方を考える国全体の第33次の地方制度調査会の総会が開かれ答申案が出ました。今回出たのは教育の地方自治と関係のある答申で我々が今真剣に議論している内容もその一部です。一つは行政のデジタル化です。DX戦略ということが最初に基本的な認識として書かれています。つまり、これからの地方行政も含めて、行政は全部デジタル化になっていく

もう一つは、地方団体相互の連携、協力およびその公共私との連携ということが目玉です。ここに、社会教育、教育、福祉の関係、相談業務、交渉協議業務、検討業務等全部デジタル化できるわけではなく、そういうものも人材として必要になってくるということが答申案の目玉です。その中に公共施設の集約化や共同利用とか、それから専門人材の確保や育成等が書かれています。

三つ目に、大規模な自然災害、それから感染症です。とにかく行政対応としてこの数年日本はそういうことに追われており、地方公共団体といえども対応が非常に遅い等、いろんな批判があるので、それに対応するために、フロントヤードの部分を全部デジタル化すると、人材が浮くとい

う話です。人材が浮いた分で、住民を応援する職員対応を行政の中で確保していくという案が出されています。

社会教育なり教育関係のことで、書かれている部分を読み上げますと、「これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。」と書かれています。そして、そういった活動を支援する枠組みとして、プラットフォームを市町村へ構築したらどうかという提案がされている。これは、藤沢市の生涯学習プラン2026で盛んに議論したプラットフォームです。プラットフォームを作らなければと、生涯学習プランの中には書かれています。それをどこが担当するとか、教育委員会でなければいけないとかということは何も書いていませんが、地方の仕事を分けていくという発想は、非常に画期的な事だと思います。それはなぜかというと人口減少なのです。人口減少とそれから圏域拠点都市という拠点都市があって、ハブとなる市があるというような考え方です。そうすると神奈川県では、やはり横浜が一つ、それから川崎、県北でいうと相模原です。そして、湘南で言えば藤沢になります。藤沢がハブ都市として、いろいろな都市が連携して、データ交換できるような基礎的な仕事は、グループでやるという提案です。これからはDX、トランスフォーメーションとして国家自体がやっぱりデジタル化を進めていくわけです。

個人的な意見ですが、今後は、教育委員会がいいとか、市長部局がいいという議論には多分なっていないのではないかなと思います。地方制度調査会の今回のキーワードでも、地域の未来予測をきちんと地域の人たちがやらないといけないということを言っています。そうすると、やはり藤沢市がどう変わっていくのか、どうこの国家全体の大転換期を迎えて、対応していくのかという議論をもっと市レベルでやらないと、住民の方は情報もない中で、そして私たちが積み上げてきた公民館はどう

なるのかということをきちんと議論していかないと、この目まぐるしい大転換に対応できないことになってしまいます。

例えばここで移管をして、どれだけのコストがかかりますか。多分看板も買い換えなきゃいけない、印刷物も取り替えなきゃいけない、人件費もカウントすると、それだけのコストをかけて、もう3年4年5年したら、もう周りを見たらもう大きく変わっていたということでは、未来予測として駄目だと思います。もっと教育委員会でもいいし、市長との総合教育会議の中でもいいので、国が地方制度をどういうふうに変えようとしているのかということを中心に考えてもらいたいと思います。

稲川議長

将来的にはDXで行政も変わって人材が浮いていくと、住民を応援する人材に変えていかなければならないということと、教育も未来を予測しながらというお話がありました。私たちが検討するこの答申の中に、将来を見据えてという形で書き込んでいけばいいのではないかと思います。

今、いろいろなご意見いただいておりますが、学校運営協議会を誰が担っているのかという議論も出てきております。教育委員会の人が、この会議の中にオブザーバーではなく、必ず一緒に討議していく中にいていただき議論を持って帰っていただく等をしっかり答申の中に書いてきたいと思っております。

伊藤委員

社会教育関係事務のあり方について立ち返って考えてみると、多分事務を条例移管しても、直ちに大きな不都合が生じることはないと思います。いや不都合があるようでは困るのであって、ないだろうと思います。ただ、何かあったときの歯止め、そこで立ち止まって考える機関として、教育委員会が関わっているということが、政治的な中立性の担保に資するのではないかなと思っています。

例えば図書館の予算を執行することも教育委員会の事務ということであれば、例えば図書館にどう本を置くのかは大きな問題だと思いますが、何かあれば教育委員会が協議できる状況だと思います。

普通であれば、特に何か協議せず、決裁が押されてそのまま執行されていくと思いますが、何か疑義が生じたときに、立ち止まって協議できるということが担保されている。つまり教育委員会が、事務を担っているということが中立性を担保しているということになっているのだと思います。なので、今直ちに何か問題が生じるということはないと思うのですが、将来何か起きそうなとき、大きく動いていったときに、いろいろ協議ができるという意味では、やはり教育委員会が事務を担っているという意味はあると思います。単なる事務移管なのかもしれませんが、そういう危惧もあることは、述べさせていただきたいと思います。

小笠原委員

ここには、行政、教育のプロの方等たくさん参加されていると思いますが、私は民間の企業に勤めていました。近江商人の経営哲学で三方よしという言葉がありますが、売り手よし、買い手よし、それから世間よしということです。要は売る側が儲けてばかりでは駄目で、適正な利益を得て、お客さんに満足していただいて、最終的には世間よしというのは地域社会への貢献をしっかりとしているということですが、一般企業においては、企業活動を行う上での基礎となる考え方です。これを今回のところに当てはめると、基本的には三方よしは市民、そこで働く職員、それと地域よしに繋がると思うので、今回の件についても私はこの目線でいろいろ考えていきたいし、今までもそのようなつもりで発言をさせていただきました。

その中で、今回はいびつな組織になっているのですから、それは解消すべきだというのが単純な結論かと思っています。一般企業においてもよくありますが、例えば経営企画部で人事部の仕事を一部やっているとか、そういうことは最初業務量が少ないときにはそれほど問題にならないのですが、業務量が多くなってくると、非常に大きな問題になってきて、結論としてその仕事は一体どこがやるのか、予算や人をくれということになるので、今回のことにおいても、現状においてはいびつな組織になっているのであれば、そういったことが起きる前にしっかり治して、意思決定もスムーズにいくような組織形態にすべきだと思っています。

稲川議長

全ての委員からご発言いただきましてありがとうございます。この場でご意見やご質問を言いにくいとか、まだよくわからないとか、様々あると思います。ただ、今皆様のご意見を伺いながら、担保措置について、本当にご懸念されていることがたくさんあると思いました。どのような形だったらスムーズに運営していけるのかということ、これからしっかり書き込んでいく形になると思います。この前も申し上げましたが、マイナスではなくて、これだったら解決できるのではないかというご意見を、答申の中に書き込ませていただきたいと思います。今この場でご意見がなければ、改めてご意見ご質問等がありましたら12月の25日までに事務局まで、メールの形でも結構です、ご連絡いただければと思います。

メールにいただいた内容も含めて、今回の会議で委員の皆様いただいたご意見を整理させていただき、答申案を書かせていただき、皆様に確認をしていただきたいと思います。

では次、4の報告に移らせていただきます。

委員の皆様から報告事項はありますでしょうか。

平野委員

11月29日に第1回の藤沢市民ギャラリーの運営委員会がありました。市民会館の辺りを含めた文化拠点の再整備事業についてOURプロジェクトというプロジェクトの説明を受けました。10年ぐらい先になりますけども、市民会館や図書館が集まって地域の文化の拠点を作っているようです。それと、移管についての説明を受けました。

稲川議長

ありがとうございます。他にご報告はありますでしょうか。なければ、先日行われました関東甲信越静社会教育研究大会にご出席いただきました西村委員からご報告をよろしく願いいたします。

西村委員

2点だけお伝えしたいと思います。社会教育行政20年の栃木県総合教育センター生涯学習部長の井上昌幸氏が、国の教育振興基本計画の説明を主にしてくださいました。

第3期のときには社会教育という文言が抜けていたが、第4期になってもう一度社会教育という文言が出てきて、中でも日本発、日本社会に根



差したウェルビーイングの向上について、個人的ウェルビーイングを社会的ウェルビーイングに向上させることが社会教育の役目であると、社会教育の役目をここで明確に示してくださいました。

同じく教育振興基本計画の中に、地域連携という形で、学校運営審議会とか、コミュニティスクールについても書かれているのが、図柄にするとすごくわかりやすいので、皆様もどこかで目に留めていただければとに思いました。

2点目は、横浜市のデジタル戦略として、読書バリアフリー情報サイトを作られて、読書のバリアフリー、「みる」「さわる」「きく」という形で、障がいのある人もない人も、どういう形で読書に参加できるかという情報を提供するサイトを作られたきっかけは、元々が社会教育委員の中で話が出て、2019年の6月に読書バリアフリー法が成立したと。そこから社会教育委員会議の中からそれに対してどう対応していくべきかという協議を進めて、実際に図書館を中心に生涯学習課が動いたというのがこの事業だそうです。社会教育委員がテーマごとに募集されて、会議を開き、こうした提言を一步ずつしていくということがすごいなと思いながら聞いておりました。

地域によって様々な社会教育があるし、社会教育の分野は本当に幅広いなと感じたので、地域性の違いを踏まえながらも、社会教育の幅広い役割を感じる場となりました。

稲川議長

西村委員ありがとうございました。横浜市は、テーマがあるごとに社会教育委員会議が開かれる形で、常設されておりません。今年は協議するものがないとなると、招集されません。そのため、これに関しては、早急にやるべきだということで、多分テーマが非常に明確に決められて、会議をして、意見を述べるという形で進めていっしょののだろうと思います。横浜市の進め方は本当に地域によってその社会教育の進め方が全く違うということを痛感させられる事例だと思っています。

では5のその他に入りたいと思います。皆様から何かありますでしょうか。小笠原委員お願いいたします。

小笠原委員 生涯学習ふじさわプラン2026について、令和8年度まで続くということですが、評価方法は4段階の評価になっているかと思いますが、これはもう一切変えることができないものなのでしょうか。

事務局 ご議論によっては、変更することも可能です。

稲川議長 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局 次回定例会につきましては、1月29日月曜日午前9時半から、正午の開催を予定しております皆様には定例会の概ね2週間前に開催通知と今回の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会場等につきましてご連絡させていただきます。

稲川議長 これで12月の定例会を終了させていただきたいと思います。

\*\*\*\*\* 午前11時40分 閉会 \*\*\*\*\*